

【資料①】

2013年2月22日

北海道大学
総長 佐伯 浩 様

アメリカ合衆国コロラド州ボルダー市在住
秋間美江子（印）
北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会
代表・山野井孝有（印）
同 ・山本 玉樹（印）

北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』にかかる北海道大学への申入書

先般来、貴大学 1937 年 4 月 1 日予科入学の宮澤弘幸らにかかる冤罪事件で周辺お騒がせ致しております宮澤弘幸の妹・秋間美江子と「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」と申します。今般、この件にかかる貴大学に処置願いたき儀あり、以下に申し入れますので、お取りはかり頂きたくお願い申し上げます。

記

- 1、宮澤弘幸が 1937 年 4 月 1 日に予科入学して以来 1947 年 2 月 22 日に死亡するまで北海道大学（旧北海道帝國大學）の学生であったことを確認する。
- 2、よって、この間、これと矛盾する学内学籍簿等の記載をすべて撤回する。
具体的には
（イ）宮澤弘幸の学籍簿「退學」欄の「昭和 17 年 4 月 1 日」の記述
（ロ）同（理由）欄の「家事上ノ都合」の記述
（ハ）同「備考」欄の「昭和十六年十二月八日國家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」の記述
（ニ）北海道帝國大學工學部教授会の議事録（昭和十七年五月七日）のうち、「前回以后処理事項報告」の第一「電氣工學科三年目學生宮澤弘幸ニ対シ四月一日附ヲ以テ退學ヲ許可セリ」の記述
（ホ）宮澤弘幸の学籍簿中、青インクによる「昭和 20 年 12 月 21 日復學許可ス」の書き込み
- 3、前項（イ）～（ホ）の記述は結果として事実と相違する記述であるので、これによって宮澤弘幸の身分と名誉を損なったことに対し謝罪する。
- 4、以上の 1～3 項の処置を踏まえ、本件一連の事実について、北海道大学として適正に位置付け、関係資料を整理保存公開の仕組みを一層明快にし、以て宮澤弘幸ら冤罪に屈しなかった関係者一同を顕彰する。
- 5、以上申し入れにつき、北海道大学として受け入れたことを、北海道大学の名において告示、あるいは声明を以て公表する。

【理由】

- 1、宮澤弘幸とレーン夫妻らにかかる一連の嫌疑が冤罪であったことは、既に社会的歴史的に明らかであり、貴大学総合博物館展示においても「国内では特高警察が『戦時特別措置』による外謀容疑で、多くの罪のない人々を逮捕した。北大工学部電氣工學科学生宮澤弘幸とアメリカ人英語教師レーン夫妻も『スパイ容疑』で逮捕された。逮捕理由は宮沢が旅行中に伝聞した根室飛行場のことを、レーン夫妻に話したことが『軍機保護法違反』というのである。根室飛行場の存在はリンドバーグ機飛来報道等で公知の事実であった。しかし翌年、宮沢とハロルド・レーン（夫）は懲役 15 年、ポーリン・レーン（妻）は懲役 12 年という実刑判決を受けた。大審院に上告したが、棄却された。宮沢は戦後釈放されるが、服役中にかかった結核のため、1947 年死亡した。1 審の判決文を改めてみると、軍事機密らしい体裁を整えようとはしているが、機密といえる内容ではない。宮沢は全くの冤罪であり、ソ連やアメリカを意識したスケープゴートとされたのである」と公開されている。
- 2、また貴大学に於いても当時、この件を理由とした学内連動処分はしておらず、その見識をいたく承知致

しおります。

しかるに、この見識とは裏腹に、北海道大学学生たる宮澤弘幸の学籍簿上における記載の中には合理的説明のつかない部分があり、結果として宮澤弘幸の身分と名誉を損なうものとなっております。仮に退学の理由が「家事上の都合」であるなら、当然、宮澤弘幸自身による退学届があつてのこととなりますが、肝心の退学届は存在せず、北海道大学大学文書館長逸見勝亮氏の調査に基づく北海道大学大学文書館年報第5号においても不存在が確認されております。

- 3、一方、宮澤弘幸当人は、戦後釈放後、北海道大学から「復学の意思確認」が届いた折に、退学届を出した事実のないことを、母親とくら家族に伝えております。

これは戦後発見された昭和17年12月16日付札幌地裁判決文、および最高裁判所に保管されている昭和18年5月27日付大審院判決書によっても立証されます。つまり学籍簿上において退学が許可された昭和17年4月1日の時点を超えて、なお北海道帝國大學學生であつたことが判決文によって証明されているからです。

両判決文とも被告人欄に「北海道帝國大學工學部學生」とあり、同地裁判決には「現在同大學工學部電氣工學科に在學中の者」とも明記されております。さらに、相被告人であるレーン夫妻については「元北大豫科英語教師」（地裁）「元北海道帝國大學豫科英語教師」（大審院）とあり、これは北海道帝國大學によって昭和17年3月31日付で雇用契約が一方的に解約され、拘置中のレーン夫妻に通知された事実に伴う身分表示です。同様、北大生だった黒岩喜久雄被告については、「無職」と表記されていますが、大學の戦時特例によって卒業が繰り上げられて昭和16年12月27日の逮捕時点で既に卒業生となつていたことに伴うものです。

これらによっても、宮澤弘幸の判決文における身分表示が事実を表示していること明らかであり、北海道帝國大學學生として裁判を受け不当判決に服させられたこと疑う余地ありません。

- 4、よって、学籍簿上の当該記載、教授会議事録の当該記載は何らかの学内事情、あるいは錯誤、作為によってなされたと見るのが合理的理解であり、大学当局として、この非を認めると同時に、この間の真相を究め、公表する責務があると思料致します。しかしながら、この部分の解明につきましては、今回申し入れの前提とは致しません。それは既に宮澤弘幸の遺族が高齢であり、何よりも早急に名誉回復と謝罪がなされるべきと願うからです。またそのための合理的な説明、結果証明は十分に可能と認識しています。
- 5、さらに、これら一連の事実と流れからみて、これら過誤の撤回、名誉回復、謝罪と同時に、冤罪に屈しなかつた宮澤弘幸とレーン夫妻ら関係者の顕彰もまた北海道大学としての社会的歴史的責務と考えます。貴大学生・宮澤弘幸は時代の子として、当時の八紘一字に象徴される国家のありように強く共鳴しつつも、一方で学問の府にあつてゆるぎなき師弟関係を貫き、決然、身を以て北大が誇る自由と真理を追求し進取の氣風を顕かとした生涯を具現しております。これは学問の府、教育の殿堂、そして何より北大建学の誇りに照らして宮澤弘幸らの名誉回復をなし、その生涯を顕彰することは、百年の計にかなう大事と思料致します。

【回答の時期等】

回答の時期につきましては、一刻も早くとのみ申し、貴大学としての事情等もあると思料致し細かには申しませんが、命日の2月22日が過ぎた現在、予科入学日の4月1日、あるいは父親の命日である4月14日など強く意識致しております。よって先々、生誕の8月8日および不名誉な12月8日には一転して共に盛大なる顕彰の日となしたく思いおります。

既に貴大学におかれては、一連の関係資料を整理保存公開に努められおることいたく承知致し、また昨年10月には秋間美江子よりのアルバム贈呈を快く受け止められ、活用を工夫願っていることも多としております。

もとより貴大学当局にあつて一連のご見解おありであろうことは存念のうちでございます。この際、これらも明らかにしていただき、真意打ち合わせて詰めることであれば、必ず道みえてくるものと思っております。少なくとも戦時苦境にはまった北大の学生・教官の苦難を思いやる心では一致できるいま、今回一段と踏み込まれ、申し入れに応じて頂くこと、貴大学の弥栄映にと信じおります。以上、改めて申し入れ致します。

以上